

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示書面)

2026 年 6 月 8 日
株式会社ユナイテッドアローズ

2026 年 6 月 8 日

吸収分割に係る事前開示書面

東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番 1 号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役社長執行役員 松崎 善則

当社は、2026 年 5 月 11 日付で当社の完全子会社である株式会社ユナイテッドアローズ（以下「承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うこととしました。

本吸収分割に関し、会社法第 782 条 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）

2026 年 5 月 11 日付で当社と承継会社が締結した吸収分割契約書は、別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

本吸収分割に際して、承継会社は普通株式 2,000 株を発行し、当社に対して交付いたします。交付株式数は、当社が承継会社の発行済株式の全部を保有していることを踏まえて、当社と承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。また、本吸収分割に際して承継会社の資本金及び資本準備金の額は変動しません。かかる内容は、法令の範囲内で定めており、相当であると判断しております。

3. 吸収分割会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

（1）承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

承継会社の設立は 2026 年 4 月 1 日であり、第 1 期の事業年度は同日より 2027 年 3 月 31 日であり、本書類作成日現在、確定した最終事業年度はありません。承継会社の成立の日における貸借対照表の内容は、下表のとおりです。

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) 流動資産 現金及び預金	200 200	(負債の部)	
		負債合計	—
		(純資産の部)	
		資本金	100
		資本準備金	100
		純資産合計	200
資産合計	200	負債・純資産合計	200

(2) 承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）
該当事項はございません。

(3) 承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）
該当事項はございません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象(会社法施行規則第 183 条第 5 号イ)
該当事項はございません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務および吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

当社及び承継会社は、本吸収分割の効力発生日以後、それぞれ資産の額が負債の額を上回る見込みであり、また、本吸収分割の効力発生日以後の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。したがって、本吸収分割の効力発生日後においても、債務の履行の見込みについて問題はないものと判断しております。

以上

【別紙 1】

吸収分割契約書

株式会社ユナイテッドアローズ（以下「分割会社」という。）及び株式会社ユナイテッドアローズ（以下「承継会社」という。）は、分割会社のグループ管理及びグループ運営に関する事業を除く一切の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する一定の権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2026 年 5 月 11 日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収分割）

本契約に定めるところに従い、分割会社は、本吸収分割により、分割会社が本件事業に関して有する別紙「承継対象権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第 2 条（当事者の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 分割会社：吸収分割会社

商号：株式会社ユナイテッドアローズ

但し、本効力発生日（第 6 条において定義する。）付で「株式会社 TABAYA ホールディングス」に商号を変更する予定である。

住所：東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番 1 号

(2) 承継会社：吸収分割承継会社

商号：株式会社ユナイテッドアローズ

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目 18 番 5 号

但し、本効力発生日（第 6 条において定義する。）付で東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番 1 号に住所を変更する予定である。

第 3 条（承継する権利義務に関する事項）

1. 承継会社は、本吸収分割により、分割会社から承継対象権利義務を本効力発生日において承継する。
2. 本条の規定による債務の承継は、全て併存的債務引受の方法による。但し、分割会社と承継会社との間では、承継会社が当該承継する債務の負担を最終的に負うものとし、分割会社が当該承継する債務を本項に基づき負担した場合には、分割会社はその負担の全額について、承継会社に対して求償することができるものとする。
3. 承継対象権利義務の承継に伴う登記、登録、通知その他の手続に要する費用の負担については、分割会社と承継会社との間で協議の上、合意により決定する。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して、承継会社が前条に基づき承継する権利義務の対価として新たに発行する普通株式 2,000 株を交付する。

第 5 条（承継会社の資本金等の額）

本吸収分割により承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、分割会社及び承継会社間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

分割会社及び承継会社は、本効力発生日の前日までに、本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第8条（競業避止義務）

分割会社は、本効力発生日後においても、本件事業に関して、法令によるか否かを問わず、一切競業避止義務を負わない。

第9条（本吸収分割の条件変更及び中止）

本契約締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、分割会社及び承継会社は、誠実に協議し合意の上、本吸収分割の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかに該当する場合、その効力を失う。

- (1) 本効力発生日の前日までに、分割会社及び承継会社の株主総会において、第7条に定める本契約の承認その他本吸収分割に必要な事項の承認が得られない場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、法令に定められた本吸収分割の実行に必要な関係官庁等の承認等が得られない場合

第11条（公租公課）

承継会社が本吸収分割により分割会社から承継する権利義務に係る公租公課は、効力発生日の前日までは分割会社が、効力発生日以後は承継会社が、それぞれ実日数による日割り計算により負担するものとする。

第12条（印紙税）

本契約に係る印紙税は、分割会社と承継会社とが折半して各自負担する。

第13条（準拠法及び管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 分割会社及び承継会社は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第14条（協議）

本契約に定めのない事項その他本吸収分割に関し必要な事項は、分割会社及び承継会社が誠実に協議し、合意の上、決定するものとする。

（以下余白）

上記合意の成立を証するため、各当事者が記名押印する。

2026 年 5 月 11 日

分割会社：東京都渋谷区神宮前三丁目 28 番 1 号
株式会社ユナイテッドアローズ

代表取締役社長執行役員 松崎善則 ⑩

承継会社：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目 18 番 5 号
株式会社ユナイテッドアローズ

代表取締役社長 松崎善則 ⑩

承継対象権利義務明細表

本効力発生日において、承継会社が分割会社から承継する株式・持分、資産、負債及び債務、契約上の地位、雇用契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、承継会社が分割会社から承継する資産及び負債については、分割会社の 2026 年 3 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の前日までの増減を加除した上で確定する。

記

1. 子会社株式

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して有する以下に掲げる株式。

- (1) 台湾聯合艾諾股份有限公司の株式 6,000,000 株（100%）。
- (2) 悠艾（上海）商貿有限公司の出資持分 100%。
- (3) 株式会社 BOOT BLACK JAPAN の株式 80 株（100%）。
- (4) 株式会社 TELMA の株式 2,000 株（100%）。

2. 資産

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して有する一切の資産。但し、以下に掲げる資産及び別途分割会社と承継会社間で合意したものを除く。

- (1) 分割会社のグループ管理及びグループ運営に関する流動資産、固定資産
- (2) 原宿本店（TABAYA United Arrows）の土地、建物等の不動産及びそれらに関連する器具・備品その他固定資産

3. 負債及び債務

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が本件事業に関して負担する一切の負債及び債務。但し、承継会社に承継されない資産に関連する負債及び債務並びに別途分割会社と承継会社間で合意したものを除く。

4. 契約（雇用契約を除く）

本効力発生日の前日の終了時点において有効に存続し、分割会社が当事者となっている本件事業に係る一切の契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務。但し、承継会社に承継されない資産並びに負債及び債務に附帯又は関連する契約並びに別途分割会社と承継会社間で合意したものを除く。

5. 雇用契約

分割会社に在籍しているすべての従業員（傷病、育児、介護等による長期欠勤、出向等の理由で休職中の者及び内定者を含む。）との間で締結された雇用契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

6. 許認可等

本効力発生日の前日の終了時点において、分割会社が保有する本件事業に関する許可、認可、免許、承認、登録及び届出等のうち、法令に基づき承継可能なもの。

7. 知的財産権

特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権、ノウハウ等の一切の知的財産権（登録の有無を問わず、出願中のものも含む。また、外国の法令に基づくものも含む。）。但し、別途分割会社と承継会社間で合意したものを除く。

以上